

地域を元気にするサポーター！

福祉委員 ガイドブック

民生委員・児童委員

_____ さん



_____ 地域包括支援センター

_____ さん



皆さんと一緒に

より良い地域を目指しましょう！

社会福祉協議会(地区担当)

☎ 0866-92-8552 _____



社会福祉法人 **総社市社会福祉協議会**

〒719-1131

総社市中央一丁目1番3号

TEL 0866(92)8552 FAX 0866(94)0089

e-mail:chiiki@sojasyakyo.or.jp



このガイドブックは、福祉委員のみなさまの活動を基に作成しました。

目次

①はじめに	1
②社会福祉協議会とは	2
③福祉委員とは	3
④福祉委員の活動	4
⑤地域で気になる方	5
⑥活動のポイント	6
⑦地区福祉委員会、総社市福祉委員協議会	7
⑧関係機関・ボランティア保険	8



はじめに

- ・わが国では、世界に類を見ない速度での少子高齢化の進行、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化等により、従来の家族を中心とした支えあいの基盤が弱まってきています。
- ・また、人口減少によって、様々な分野で担い手不足が課題となっています。
- ・さらに、分野別に整備されてきた公的サービスは、昨今の複合化した生活課題への対応が困難な様子も見受けられます。

このような状況においても、「住み慣れた地域でいきいきと豊かに暮らしたい」という皆が共通の願いを実現していくため、総社市社会福祉協議会では福祉委員の皆様をはじめ、地域住民や様々な機関・団体との協働のもと「地域福祉の推進」に努めております。

地域福祉とは

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての住民が自分の住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きとした生活を送るために、地域住民と地域関係者がそれぞれの役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取り組みのことをいいます。

すべての住民が住み慣れた **ちいき** での
ふだんの **く**らしの **し**あわせ
(ちいきふくし)

地域において、支える側支えられる側に分かれるのではなく、地域住民全員が役割を持ち、支え合っていく必要があります。 → **地域共生社会の実現**

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会

社会福祉協議会(社協)とは

社会福祉協議会(社協)とは、社会福祉法人格をもった民間団体です。

地域において住民が主体となる住民組織と公私の社会福祉に関する活動を行う関係者等により構成され、地域における保健福祉上の諸課題を計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」を目的とした地域福祉の推進を使命とする組織です。

◆社会福祉協議会5つの原則

①住民ニーズ基本の原則

・広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに即した活動をすすめる。

②住民活動主体の原則

・住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

③民間性の原則

・民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。

④公私協働の原則

・公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により計画的かつ総合的に活動をすすめる。

⑤専門性の原則

・地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。

①住民の声を聴き

- ・福祉委員活動
- ・住民座談会
- ・各種相談支援事業



②住民と共に考え

- ・理事・評議員会等への住民代表の選出
- ・福祉委員や地区社協の研修・会議
- ・地域福祉活動計画の策定



社会福祉協議会

「住民主体」の活動理念・原則で、
“地域住民と共に”
地域福祉を推進する組織

③住民と共に動き

- ・地区社協との協働・連携
- ・ふれあいサロン
- ・当事者活動・組織支援
- ・各種ボランティア活動の推進



④住民と共に支える

- ・小地域福祉ネットワーク活動
- ・見守り活動
- ・サポーターの養成 等



福祉委員とは

「福祉委員」とは、みなさんの住んでいる身近な地域での福祉問題(ニーズ)や情報を把握し、その解決に向けて近隣住民に働きかけたり、民生委員・児童委員、主任児童委員や社協(関係機関)と連携して活動を推進していく「**地域を元気にするサポーター(ボランティア)**」です。

◇資格について

必要ありません。地域に住むひとりでも多くの方に福祉活動へ関わっていただくことが大切です。

※ただし、問題を解決する目的以外には情報を口外しないように最低限のルールには気をつけていただきます。

◇選出について

民生委員・児童委員と福祉委員、地域団体等(自治会・町内会など)が協議し選出され、総社市社会福祉協議会長が委嘱します。

◇見守り・目配りできる範囲に1名
→(約20~30世帯に1名が理想です)

◇任期について

2年間です。(再任は妨げません)

福祉委員の役割

できることから
始めてみてください!

①地域のアンテナ役

日常生活でのさりげない見守り・声掛け



例)
洗濯物が干したまま…
郵便が溜まってる…
最近姿をみない…

気になることは、民生委員・児童委員、社協などへ連絡します!

②福祉活動の協力役

様々な地域福祉活動へ参画



様々な団体と協働して活動します!

③福祉情報の連絡役

回覧板・広報誌等で地域に周知



知った・学んだ情報は、地域の方にもお伝えします!

④福祉意識の啓発役

活動やイベントを通じて意識啓発



「困ったときはお互いさま」と支えあえる意識を広めます!

福祉委員の活動

【普段の暮らしの中から】



一人暮らしの方のお宅をときどき訪問し、お話をしています。いろいろと教えていただくことも多いです。

散歩中や買い物の際などに、ちょっと気にする気持ちから（あいさつ・声かけ・日常の会話から）

高齢者のゴミ出しの困りごとについて相談を受けました。生活の相談を受けたり、それを民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社協へ繋げたりしています。



基本は、日常生活の中での見守り・訪問活動から！！

【地区社協活動への参画】



子どもも高齢者もみんなが笑顔になり、参加して楽しかったと言ってくれることが嬉しいです。

【ふれあいサロン活動への参画】



サロンに来ていただいた地域の方と気軽にお話ができるようになりました。喜んでもらえることが、自分もうれしい！



※ここに掲載されている全ての活動を行うわけではありません。身近な活動から始めてください。

子ども福祉委員

◇令和3年12月より子ども福祉委員が発足。

（令和6年度現在、昭和地区・池田地区・西小学校区（久代・山田）地区）

子どもたちが新たな地域の担い手として、高齢者や地域の困りごと等の解決に向けて活動し、住んでいる地域や福祉について理解を深める。



（地域の課題について協議）



（高齢者のお宅を訪問）

子どもたちが主体となり、住んでいる地域のために何ができるのか、一生懸命考えています！

地域で、このような方見かけませんか？

例えば…

① 昼間一人暮らしで話し相手がいない男性高齢者



同居の息子夫婦は共働き。日中は一人で留守番。近所の友人も高齢で、お互い家の行き来もなくなり、一人で過ごすことが増えている。話し相手もいなくなり、元気が無くなってきている。



民生委員・児童委員、ふれあいサロン代表者に相談。サロンにお誘いするために民生委員・児童委員、ふれあいサロン代表者とともに訪問。地域に顔なじみが少ないため、参加には消極的であったが、他の参加者と意気投合。サロン以外の日でも、交流が生まれた。

② 80代の高齢夫婦と50代のひきこもり状態の息子



息子は人間関係で仕事を辞めて以降、自分の部屋に閉じこもり、両親とも話をする事が無く、外出することも出来ず過ごしている。

両親も、足腰が弱ってきている様子だが、息子のこれからのことを案じており、自分達の話は二の次になっている。



両親から社協に相談。息子については、ひきこもり支援センターが両親を通じて関わることになった。両親については、ひきこもり支援センターから地域包括支援センター(高齢者の相談窓口)を紹介し、介護保険サービスの利用が始まっている。

③ 子育てに不安を抱えている母親



夫と生まれたばかりの子どもとの3人で団地に住む母親。結婚を機に市内に転居され、慣れない地域で生活を始めている。

はじめての子育てで、身近に頼れる人・相談できる人がおらず孤立し、疲弊している。



民生委員・児童委員、主任児童委員と情報共有。地域にある保育園で、子育て中の親子が交流できるスペースがあることがわかり、紹介する。慣れない地域で不安を感じているようであったため、主任児童委員と福祉委員も一緒に参加した。

活動のポイント

①生活のリズムの中で！

“定期的に 継続的に”

活動の第一歩は日常的な見守りです。
地域で生活を送る中で、無理をせず、できることから始めてください。

②チームワーク・パートナーシップで！

“民生委員・児童委員や

社協、関係機関は仲間です！”

活動中での問題・課題については、ひとりで悩まず、民生委員・児童委員、社協、行政など関係機関とともに問題解決に努めましょう。

「ほう・れん・そう」を実行してみてください。

「ほう」=報告 「れん」=連絡 「そう」=相談

③地域の社会資源を 把握しておきましょう！

地域にある施設、人やサービスなどを社会資源と言います。知っておくと課題解決に役立つことがあります。

まずは、ふれあいサロンへ参加し、地域の様子を把握してみてください。

④相手の気持ちになって！

自分の考えを押し付けず、相手の想いに寄り添うような対応をしてみましょう。

個人情報保護

個人情報保護は慎重に取り扱しましょう！

“福祉委員もその地域に住む住民のひとりです！”

“相互の信頼関係は見守り・声かけ活動の第一歩です！”

福祉委員活動を行っているとき、様々な地域住民の個人情報に触れる機会があります。活動中に知り得た個人情報は、むやみに口外せず、秘密を守りましょう。しかし、必要以上に個人情報にとらわれると活動自体が難しくなってしまいます。

福祉委員活動によって知り得た個人情報については、相手が困っている問題を解決することのみに活用し、それ以外は口外しないでください。(守秘義務)

福祉委員活動を通じて知った情報は、福祉委員を退任して以降も、口外しないでください。

活動の中で考えられる 個人情報の具体例

- 年収、資産などの財産
- 家族や親族等の状況
- 病歴や障がいの有無等
- 福祉サービス等の利用状況
- 出生地
- 学歴、職歴
- 結婚、離婚歴
- 犯歴

※明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態が発生している場合、あるいは客観的にその恐れがあると判断された場合は、個人情報の保護よりも生命や身体の安全を守ることが優先されます。

地区福祉委員会

☀️ 福祉委員の話し合い・学びの場

福祉委員の皆様で組織された**地区福祉委員会** (市内16地区)があります。福祉委員活動についての情報交換や研修会等を実施しています。
→民生委員・児童委員にも、同席してもらうことで、**情報の共有・連携につながります。**



また、必要に応じて社協職員や地域包括支援センターのほか、福祉専門職に来てもらい、専門的なアドバイスをもらうことがポイントです。

地区社協

地域の様々な困りごと
地域全体の課題として



問題提起！

ひとりで抱え込まずに！

☀️ 関係団体との連携

対応が難しい問題は、決して個人だけで解決しようとせず、地区福祉委員会や地区社協をはじめとした関係機関へ投げかけ、行政や福祉の専門職も含め、**地域全体の課題**として、みんなで考えていきましょう！

地区福祉委員会と総社市福祉委員協議会

◇地区社協と同じ単位で設置されている地区福祉委員会

◇各地区との連携・協調を図る総社市福祉委員協議会



☀️ 福祉委員相互のつながりを構築 ☀️

東部圏域

- ・三須地区福祉委員会
- ・服部地区福祉委員会
- ・阿曾地区福祉委員会
- ・山手地区福祉委員会

総社市福祉委員協議会

話し合いの場(情報交換)

相互の連携・信頼関係

研修会を通じて共通認識

福祉委員の意識高揚

中央部北圏域

- ・総社地区福祉委員会
- ・総社中央地区福祉委員会
- ・総社北地区福祉委員会
- ・池田地区福祉委員会

西部圏域

- ・秦地区福祉委員会
- ・神在地区福祉委員会
- ・久代地区福祉委員会
- ・山田地区福祉委員会
- ・新本地区福祉委員会

中央部南圏域

- ・常盤地区福祉委員会
- ・清音地区福祉委員会

北部圏域

- ・昭和地区福祉委員会

関係機関について

◎民生委員・児童委員、主任児童委員について

民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。「民生委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねています。

主任児童委員とは、児童福祉に関する事柄を専門に担当し、他の民生委員児童委員と連携を持ちながら活動します。

◎地区社会福祉協議会(地区社協)について

地区社会福祉協議会(以下、地区社協)とは、民生委員児童委員協議会や福祉委員会、その他地域の様々な団体等で組織された、住民主体の地域福祉活動団体です。(市内16地区)

それぞれの地域の課題解決に向けた協議を行い、見守り活動、世代交流事業等の事業を実施しています。

◎地域包括支援センターについて

高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように高齢者やその家族を支える機関です。相談支援、介護予防プランの作成などの業務を行っています。総社市では6か所のセンターがあり、それぞれのセンターごとに担当地区が異なっています。

ボランティア保険について

①ボランティア活動保険

安心して福祉委員活動を行っていただくため、福祉委員さん個人がケガをされた場合、他者や物に損害を与えた場合等の補償に活用できる保険です。(保険料は市社協で負担しています。)

②ボランティア行事用保険

多世代交流会や研修会等の行事を実施する場合、行事に参加された方全員のケガ等の補償に活用できる保険です。(保険料は実施主体にて負担いただきます。)

【社協が発信している様々な情報はこちらからご確認ください。】

社協ホームページ



社協 facebook



社協 X



社協の主な事業

地域福祉 ☎:92-8552

- 福祉委員活動
- 民生委員・児童委員との連携
- 地区社協活動
- ボランティアセンター
- 福祉教育
- 子育て支援(子ども食堂など)
- ふれあいサロン
- 生活支援体制整備事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 日常生活自立支援事業
- 法人後見事業
- 社会福祉協議会費
- 日本赤十字社
- 総社市共同募金委員会
- 団体事務
 - ・老人クラブ
 - ・介護者の会
 - ・ひとり暮らしの会
- 介護予防拠点施設
- 社協だよりの発行

権利擁護センター“しえん” ☎:92-8574

- 成年後見制度の利用支援
- 虐待防止・対応
- 入居等困難な方への支援
- 犯罪被害者支援

生活困窮支援センター ☎:92-8374

- 自立相談支援
- 学習等支援
- 家計改善支援
- 就労準備支援

障がい者基幹相談支援センター ☎:92-8578

- 障がいについての総合相談
- 発達障がいに関わる相談
 - ・日常生活での不安ごと、福祉サービスの利用についてなど

地域活動センターゆうゆう ☎:92-2566

- 障がいがある方の日中活動の場
- レクリエーション・屋外活動

障がい者千五百人雇用センター ☎:92-8379

- 就労支援・就労定着支援
- 企業・事業所への支援

ひきこもり支援センター“ワンタッチ” ☎:92-8597

- 相談支援
- 居場所づくり
- サポーター養成
- 家族会

在宅福祉サービス事業

- 居宅介護支援事業所 ☎:92-8565
- 訪問介護事業 ☎:92-8560
- 相談支援事業所 ☎:92-8559

困った時にはまず社協にご相談ください！



地域を元気にするサポーター！

福祉委員
ガイドブック